(趣旨)

第1条 この要綱は、市が抱える地域課題の解決及び豊かな市民生活を実現するため、デジタル技術を活用して課題解決型実証実験(以下「実証実験」という。)を行う者に対して、予算の範囲内において廿日市市地域課題解決型DX実証実験支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、廿日市市補助金等交付規則(平成5年規則第10号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、実証実験とは、次の要件のいずれにも該当する事業をいう。
  - (1) 公共性が高く、本市の地域課題解決に資する事業であること。
  - (2) AI、IoT等の先端技術を活用した事業であること。
  - (3) 実証結果を測定・評価可能な事業であること。

(交付対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる事項の全ての要件を 満たす者のうち、市長が認めた者とする。
  - (1) 実証実験を自ら実施できる企業、研究機関及び市民活動団体等であること。
  - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1 項に該当しない者であること。
  - (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく廿日市市の入札参加制限を受けていない者であること。
  - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年 法律第225号)又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく手 続開始の申立てがなされていない者であること。
  - (5) 暴力団若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。

以下同じ。)及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- (6) 廿日市市税等(延滞金を含む)の滞納がない者であること。 (補助対象経費等)
- 第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、 補助率及び補助上限額は、別表に定めるとおりとする。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り 捨てる。

(交付の申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、 廿日市市地域課題解決型DX実証実験支援事業費補助金交付申請書(別 記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければなら ない。
  - (1) 誓約書兼同意書(別記様式第2号)
  - (2) 事業計画書 (別記様式第3号)
  - (3) 事業収支予算書(別記様式第4号)
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、前項の補助金の交付の申請にあたって、当該補助金に係る 消費税及び地方消費税に係る仕入控除額(補助対象経費に含まれる消費 税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号の 規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該 金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の 税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下 「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければなら ない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないも のについては、この限りでない。

(交付決定)

第6条 市長は、補助金を交付すべきものと認めたときは、廿日市市地域 課題解決型DX実証実験支援事業費補助金交付決定通知書(別記様式第 5号)により、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、廿 日市市地域課題解決型DX実証実験支援事業費補助金不交付決定通知書 (別記様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(変更等の申請等)

- 第7条 前条の規定による補助金の交付決定通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、その決定を受けた事業を変更(軽微な変更として、市長が認めたときを除く。)し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、廿日市市地域課題解決型DX実証実験支援事業費補助金計画変更(中止・廃止)申請書(別記様式第7号)を、市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、廿日市市地域課題解決型DX実証実験支援事業費補助金計画変更(中止・廃止)承認通知書(別記様式第8号)により、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第8条 補助事業者は、補助対象事業の終了後30日以内に、廿日市市地域課題解決型DX実証実験支援事業費補助金実績報告書(別記様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 事業報告書(別記様式第10号)
  - (2) 事業収支決算書(別記様式第11号)
  - (3) 実証事業の内容、実施状況を確認できる記録等の資料 (チラシ、写真等)
  - (4) その他市長が必要と認める書類
  - (補助金の額の確定)
- 第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、廿日市市地域課題解決型DX実証実験支援事業費補助金確定通知書(別記様式第12号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び支払)

第10条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに廿日市

市地域課題解決型DX実証実験支援事業費補助金交付請求書(別記様式第13号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。
- 3 補助事業者が、規則第16条の規定による補助金の概算払いを受けようとするときは、廿日市市地域課題解決型DX実証実験支援事業費補助金概算払請求書(別記様式第14号)を市長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定により、補助金の概算払を受けたものは、第8条に規定した書類に加え、補助金精算書(別記様式第15号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

- 第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。
  - (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
  - (2) 補助金の交付の目的に反して補助金を使用したとき。
  - (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。
  - (4) この要綱の規定に違反したとき。
  - (5) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。 (帳簿等の保存期間)
- 第12条 規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する会計年度の末日までとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年7月13日から施行する。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## 別表 (第4条関係)

	実証実験の実施に伴う補助対象経	金額 (補助率)
	費(消費税及び地方消費税の額を除	
	⟨ 。 )	
① ②	設備備品費(設備備品をレンタル	上限300万円
	する場合に要する経費)	
	消耗品費(物品の製作及び購入に	ただし、補助金
	要する経費)	の財源としてデ
3	謝金(知識を得るため、及び意見	ジタル技術を活
	を聴取するため、有識者等に支払	用した中山間地
	う謝金)	域の生活環境向
4	外注委託費(装置のメンテナンス	上事業補助金交
	及びデータの分析に必要な経費)	付要綱(令和3年
5	通信運搬費(物品の運搬費及びデ	5月31日広島
	ータ通信費)	県施行)を充当で
6	賃借料(施設及び土地を借りる経	きる場合にあっ
	費)	ては上限600
7	広報活動費(広告宣伝費、WEBペー	万円
	ジ制作費等)	(補助率1/2以
8	交通費(国内の交通費に限る。)	内)